

令和7年度

BIM/CIM活用ガイドライン（案）ダム編維持管理モデル作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、令和6年度までに策定した国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン（案）ダム編（以下「活用ガイドライン」という。）の現場実証等を踏まえた活用手法の検討・課題の抽出を行いガイドラインへの反映を検討するものである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-3条

1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1-4 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （3）その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備 等

【審査項目】

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

（一般事項）

第 1-5 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。

- （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- （3）受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－鋼構造及びコンクリート 応用理学－地質
	農 業	農業土木 農業農村工学
	建 設	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート
	応用理学	地質
博士	農 学	農業工学関係 その他
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木 河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート 地質	

(照査技術者)

第 1-7 条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－鋼構造及びコンクリート 応用理学－地質
	農 業	農業土木 農業農村工学
	建 設	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート
	応用理学	地質
博士	農 学	農業工学関係 その他
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木 河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート 地質	

(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画書作成時
 - 2) 維持管理の帳票、モデル上での表現方法検討作成時
 - 3) プロトタイプシステムの構築時
 - 4) 第2回推進委員会資料作成時
 - 5) 報告書案作成時
- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

業務の基本的な事項に関しては、次に示す図書を優先的に適用するものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

名 称	発 行 所	制定（改正）年月
BIM/CIM 活用ガイドライン（案） 第1編 共通編	国土交通省	令和4年3月
BIM/CIM 活用ガイドライン（案） 第4編 ダム編	国土交通省	令和4年3月
CIM 導入ガイドライン（案） 第4編 ダム編	国土交通省	令和2年3月

(参考図書)

第 2-2 条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか、次表によるものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

名 称	発 行 所	制定（改正）年月
農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成 30 年 3 月
国営造成農業用ダムの補強・復旧（補修）工法に関する手引き（案）	農林水産省農村振興局 設計課	令和 2 年 10 月
設計－施工間の情報連携を目的とした 4 次元モデル活用の手引き（案）	国土交通省	令和 3 年 3 月
発注者における BIM/CIM 実施要領	国土交通省	令和 4 年 3 月

(貸与資料)

第 2-3 条

貸与資料は、次のとおりとする。

分類	名 称	備 考
その他	国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン （案）第 1 編 共通編	令和 5 年 3 月
	国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン （案）第 4 編 頭首工編	令和 6 年 4 月
	令和 6 年度 国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガ イドライン（ダム編）策定業務 報告書	令和 7 年 2 月
	あいののダム C A D データ	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-4 条

第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改正された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(BIM/CIM モデル作成の機器類)

第 2-5 条

BIM/CIM モデルを作成する機器類は、受注者で調達するものとする。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表（作業実施欄）」に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1 準備作業	1 式	
2 維持管理の帳票、モデル上での表現方法検討	1 式	
3 プロトタイプシステムの構築	1 式	
4 推進委員会資料の作成	1 式	
5 照査	1 式	
6 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第 3-2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 本業務に当たっては、令和 6 年度までに策定した活用ガイドラインの現場実証等を踏まえた活用手法の検討・課題の抽出を行い活用ガイドラインに反映させるとともに、「情報化施工・3次元データ活用推進委員会（仮称）」（以下「推進委員会」という。）に諮る内容を整理し、推進委員会用資料の作成及び推進委員会の意見を踏まえた検討を行うものとする。
- (2) 別紙作業項目内訳表「2. 維持管理の帳票、モデル上での表現方法検討」については、「あいののダム」（農林水産省委託管理、現在試験湛水中）を想定しているが、必要なデータ等については、相互に確認のうえ貸与するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第 3-3 条

業務着手時において、受発注者間の設計方針・条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省 Web サイト）を十分に理解のうえ対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者及び担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員が、作業方針・条件等の確認を実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

なお、業務確認会議は、初回打合せと併せて Web 会議システムにより実施する。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①作業条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④その他

- 2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上す

る。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 業務確認会議において確認した事項については、発注者が打合せ記録簿に記録し、受注者と相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 維持管理の帳票、モデル上での表現方法検討着手時点

第3回 プロトタイプシステムの構築時点

第4回 第2回推進委員会の資料作成時点

最終回 報告書原稿作成段階

打合せ結果については、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

なお、打合せはMicrosoft Teams による Web 会議を原則とする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力1部（市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目14番1号

東北農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 現地調査の必要が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により作業内容に変更が生じた場合
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又は業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

「作業項目内訳表」

作業項目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業	維持管理BIM/CIMシステムの検討に必要な追加情報の収集及び最新情報の整理を行う。	
1-1. モデル、帳票等の追加情報の収集	令和6年度にモデル化したあいののダムを対象に、モデルの作成、各種図面・帳票等の整理、システム検討に必要な追加情報の収集を行う。	○
1-2. 維持管理システムの事例収集・整理	国内で運用されている維持管理BIM/CIMシステムに関して、ダム以外の分野も含めて事例収集・整理を行う。	○
2. 維持管理の帳票、モデル上での表現方法検討	維持管理の各種帳票に関して、BIM/CIM活用の観点から課題、改善点を整理し、業務改善の観点からモデル上での表現方法を検討する。	
2-1. 維持管理の帳票と課題、改善点の整理	日常点検などの各種維持管理行為に対し、参照、記録等を行う帳票、写真、図面等を整理する。現状の課題、システム化によって改善が見込まれるポイントを整理する。	○
2-2. モデル上での表現方法の検討	上記で検討した改善ポイントに対して、維持管理帳票、データ等をBIM/CIMモデル上でどのように表示するか、リンク付けするかなど、データ表現方法を検討する。	○
3. プロトタイプシステムの構築	維持管理の効率化に資するBIM/CIMを活用した維持管理システムのプロトタイプを構築する。 なお、プロトタイプシステムはオフラインで動作し、計測データ等の取り込みは、各種計測システムからの直接取り込みではなく、プロトタイプ用に準備したCSVファイル等の取り込みとする。	
3-1. システム機能の検討	2.の検討を踏まえて、システム機能、対象となるモデル、帳票等を検討する。	○
3-2. プロトタイプシステム構築	上記で検討した機能、モデル、帳票等を組み込んだプロトタイプシステムを構築する。	○
3-3. ヒアリング、課題等の整理	完成したプロトタイプシステムに関して、関係者へのデモを通じて、ヒアリングを行う。 また、本システムの構築や本システム運用に向けた方向性、課題を整理する。	○
4. 推進委員会資料の作成	策定に向けた検討及び検討状況等について推進委員会の説明資料を作成するものとする。 推進委員会の開催時期と内容は下記のとおりである。 ① 第1回推進委員会 (令和7年10月頃) ・ NNガイドラインの策定経緯及び今年度の予定 ・ NNガイドライン策定に向けた検討	○

作業項目	作業内容	作業 実施欄
	② 第2回推進委員会 (令和8年2月頃) ・NNガイドラインの策定に向けた検討状況及び今後の方向性について ただし本業務では、上記②の第2回推進委員会の説明資料を作成するものとし、上記①の第1回推進委員会の説明資料は発注者側で作成するものとする。	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施、照査報告書の作成を行う。 (1) 業務計画書作成時点 (2) 維持管理の帳票、モデル上での表現方法検討作成時点 (3) プロトタイプシステムの構築時点 (4) 第2回推進委員会の資料作成時点 (5) 報告書(案)作成時点	○
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○